

# 令和8年度 幼稚園・認定こども園事務補助員制度概要

令和8年3月

1. 勤務内容 (1) 区立幼稚園・区立認定こども園における事務補助  
(2) その他幼稚園の運営に関し、所属園長の指示する事項  
〔例〕教材準備、園内環境整備 等  
※具体的な勤務内容は、園より指示いたします。
2. 身分 地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職の非常勤職員(会計年度任用職員)  
※地方公務員法上の服務に関する規定が適用となり、これに違反した場合は懲戒処分等の対象となる場合があります。
3. 申込資格等 (1) 資格・経歴は問いません。  
(2) 任用上限年齢はありません。  
(3) 地方公務員法等で選考を受けることはできないとされている方(裏面参照)は受験できません。  
(4) 採用となった場合、世田谷区もしくは世田谷区教育委員会における他部署との兼務はできません。
4. 任用期間 任用された月～令和9年3月31日  
※任用の都度、実際の勤務日数が15日に達するまで条件付採用期間とします。  
※勤務実績とご本人の希望、配属園の状況により、次年度以降も再度任用する制度があります。
5. 勤務日数 年間80日(月8日程度、月10日以内)  
※毎月の勤務日は、前月中までに園で調整・決定します。  
※区立幼稚園(7園)は、特定の行事の日を除き、原則として土曜日、日曜日、祝日等の勤務日はありません。  
※区立認定こども園(1園)は、土曜日、長期休業中も勤務があります。  
※行事による振替等により、勤務曜日を変更する場合があります。
6. 勤務時間 ・区立幼稚園(7園)  
8時30分～15時45分のうち6時間45分(うち休憩45分)  
・区立認定こども園多聞幼稚園  
8時30分～18時15分のうち6時間45分(うち休憩45分)  
※原則超過勤務はありませんが、公務のために緊急の必要がある場合、所定の勤務時間以外に超過勤務をお願いすることがあります。
7. 休暇 (1) 年次有給休暇：最大7日付与します(任用開始時期に応じて変更となります)。  
※年次有給休暇は日又は時間を単位として取得できます。  
(2) その他条例等に規定する休暇等の制度があります。  
※夏季休暇の付与はありません。

裏面あり

8. 報 酬 (1) 報酬月額 月額 62,820円 (地域手当相当分含む。)  
(2) 支払方法 口座振替  
※報酬は令和7年12月現在の額です。  
※通勤費は別途支給いたします (合理的な通勤経路が 2km 以上の方が対象です)。
9. 勤 務 園 区立幼稚園 (5園※) または区立認定こども園 (1園)  
※令和9年度以降の集約化に伴い、令和8年度は、中町幼稚園が三島幼稚園へ、桜丘幼稚園が松丘幼稚園へ一時移転します。そのため、勤務園も区立幼稚園は7園から 5園 となります。  
※任用期間の途中または再度任用時に勤務場所が変更となる場合があります。  
※勤務場所は、原則敷地内禁煙です。
10. 社会保険等 幼稚園・認定こども園事務補助員は、加入要件を満たさないため、社会保険の適用はありません。
11. 公務災害 公務災害補償等の適用となります。
12. 特別旅費 出張に要した交通費は、実施の翌月の報酬支払時にあわせて支給いたします。  
※極力 IC カードのご利用にご協力をお願いします。

【地方公務員法第16条 (欠格条項)】

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者は受験できません (心神耗弱を原因とするもの以外)。

担当 世田谷区教育委員会事務局  
乳幼児教育・保育支援課  
TEL6453-1531